

堺市地域公共交通会議規約 新旧対照表

現行	改正後（案）
（省略） （協議事項） 第3条 交通会議は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について協議する。 （1）地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関する事項 （2）交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項 （省略） （その他） 第15条 （略） 附 則 （施行期日） この規約は、平成24年6月5日から施行する。 附 則 この規約は、平成26年3月20日から施行する。 附 則 この規約は、平成30年1月23日から施行する。 附 則 この規約は、令和2年10月2日から施行する。 附 則 この規約は、令和3年4月1日から施行する。 附 則 この規約は、令和3年11月10日から施行する。 附 則 この規約は、令和5年4月1日から施行する。	（省略） （協議事項） 第3条 交通会議は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について協議する。 （1）地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関する事項 （2）交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項 （省略） （その他） 第15条 （略） 附 則 （施行期日） この規約は、平成24年6月5日から施行する。 附 則 この規約は、平成26年3月20日から施行する。 附 則 この規約は、平成30年1月23日から施行する。 附 則 この規約は、令和2年10月2日から施行する。 附 則 この規約は、令和3年4月1日から施行する。 附 則 この規約は、令和3年11月10日から施行する。 附 則 この規約は、令和5年4月1日から施行する。 <u>附 則</u> <u>この規約は、令和 年 月 日から施行する。</u>